

原子力安全・保安院  
『原子力安全広報課』新設のお知らせ

平成 16 年 3 月 31 日  
経 済 産 業 省  
原子力安全・保安院

原子力安全・保安院は、国民のエージェント（代理人）として、原子力の安全確保のため、1年365日、絶えず原子力施設に対する検査・監視を続けています。

このような私たちの活動に関してより多くの方々からのご意見をいただくとともに、活動の内容を広く知っていただくため、原子力安全・保安院は、立地地域での説明の充実や広報誌の全戸配布、また、分かりやすいパンフレット・ホームページの作成などに努めてきました。

平成 16 年度からは、このような広聴・広報活動を更に強化するため、新たな予算措置を講じるとともに、4月1日付けで担当の部署として「原子力安全広報課」を新設するとともに、「原子力安全地域広報官」を配置することとしました。

## 1. 原子力安全広報課の役割

(1) 原子力安全・保安院が行う規制活動の広聴・広報窓口として、国民のみなさまとのコミュニケーションを深めていきます。プレス関係についても、原子力安全規制活動（事故・トラブルや緊急時の対応は引き続き原子力防災課で担当します）に関して問合せ窓口を務めます。

(2) 新規の予算を最大限に有効活用することによって、多様な方法で、国民各層のニーズに対応したきめ細かい広聴・広報活動を行います。

具体的には、ニュースレターの定期的発行と地域のみなさま全戸への配布、ホームページやメールマガジンを最大限活用した情報提供などを計画しています。

(参考) 16 年度予算

「原子力安全規制情報広聴・広報事業」 1. 9 億円（新規）

- (3) 原子力安全・保安院の職員が常に自らの説明責任を自覚し、分かりやすい広聴・広報が行えるよう、職員に対してリスク・コミュニケーション能力の向上等を目指した教育・研修を行います。
- (4) 立地地域に常駐する「原子力保安検査官」と密接に連携を持ち、原子力保安検査官事務所長を中心として立地地域で行われる広聴・広報活動を支援します。

## **2. 原子力安全地域広報官の配置**

- (1) 多くの原子力発電施設等が立地する地域について、地元からの要請も踏まえ、広聴・広報活動をより強力に推進するため、原子力安全広報課に原子力安全地域広報官を配置することとしました。

まず、原子力安全広報課の発足と同時に、4月1日付けで新潟県の柏崎刈羽地域を担当する原子力安全地域広報官の発令を行います。

なお、地域に密着した形で的確に広聴・広報活動を行う必要があるため、柏崎刈羽原子力発電所の運転状況を熟知している柏崎刈羽原子力保安検査官事務所長をその任に当たさせます。

- (2) また、福井県、福島県等多くの原子力発電施設等が立地する地域についても、できるだけ早期にその地域を担当する原子力安全地域広報官を配置することとしており、具体的な人選を含め検討しているところです。

なお、原子力安全広報課の発足に伴い原子力保安管理課は廃止され、その業務は原子力安全広報課に引き継がれます。

### **【問い合わせ先】**

原子力安全・保安院

原子力保安管理課 竹本

電話：03-3501-5890